

産学官連携の更なる発展に向けた 今後の改善について(案)

科学技術・学術審議会
産業連携・地域支援部会
第10期産学官連携推進委員会
令和元年9月25日

1. 背景・目的
2. アンケート及びヒアリング
3. 産学官連携の主な課題
4. 大学等の出資範囲の拡大
5. まとめ

1. 背景・目的

- 知識集約型への産業構造の転換や、様々な変化に対応する多様性や柔軟性が求められる中、産学官連携の拡大によるオープンイノベーションを加速する必要がある。
- 文部科学省では、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月）や「オープンイノベーションの本格的駆動に向けて」（平成29年7月）にもとづき、特に「組織」対「組織」による大型共同研究活動を推進するため、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）やオープンイノベーション機構の整備などの各事業を推進している。
- また、「統合イノベーション戦略2019」（令和元年6月）や「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月）などの政府文書において、大学・国研における産学官共同研究を活性化させるために、大学・国研の共同研究機能等の外部化（大学・国研の出資範囲の拡大）に関する仕組みを検討する旨が記載された。
- これらを踏まえ、産学官連携の更なる推進に向けた課題の抽出や新たな展開のニーズを調査し、共通する課題や制度上の隘路を明らかにするとともに、大学や国研における外部化（大学・国研の出資範囲の拡大）の有用性が高いと思われるケースについて整理する。

2. アンケート・ヒアリング

1. 科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 産学官連携推進委員会において以下の有識者から産学官連携の課題と出資範囲の拡大のニーズに関するヒアリングを実施。

- ① 大場 好弘 山形大学理事・副学長（7 / 8）
- ② 加藤 滋 名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部長補佐（7 / 17）
- ③ 吉野 正則 北海道大学COI「食と健康の達人」拠点プロジェクトリーダー（7 / 17）
- ④ 小池 美穂 株式会社マテリアル・コンセプト 代表取締役CEO（7 / 17）
- ⑤ 小寺 秀俊 理化学研究所理事（9 / 4）
- ⑥ 佐々木剛史 京大オリジナル株式会社代表取締役社長（9 / 25）

2. COI、ORERA、OI機構、地域イノベエコ、イノベハブの各事業の中核機関（計34機関）に対して、ヒアリング及びアンケートを実施。質問内容は以下の通り。

- ① 今後の産学官連携の更なる発展に向けた考えとその実現に向けた課題
- ② 各種事業（OPERA、COI、OI機構、地域エコ、リサコン）について、成功している取組や直面している課題
- ③ 課題解決や今後の更なる発展に向けて、外部化（出資範囲の拡大）による実現が有効だと思われるもの
- ④ 外部化（出資範囲の拡大）にあたり想定される課題や懸案事項、その解決に必要なとなる取組（政府の支援や制度改善など）

3. 産学官連携における主な課題（人材関係）

【専門人材の確保】

- 共同研究の大型化、実用化研究・橋渡し機能の更なる強化のため、**基礎研究をイノベーションにつなげるデザインができる人材の確保が必要**。民間の経営や戦略を意識して、コストや人の配置まで含めてロードマップを描ける人材がいると事業化までが早い。
- 必要となる**事業企画、営業、知財などの専門知識を持った人材**は、雇用条件や異動、引き抜きなどで、**安定的に確保することが難しい**。
- 事業化経験が豊富で幅広い大学研究に理解のある人材、**世界的な知財戦略を立てられる人材**などはそもそもそれほど多くない。

【研究者のインセンティブ】

- **研究者の産学官連携に対するインセンティブがない**。
- **研究者間の不平等感や評価の難しさが存在し効果的な制度設計ができない**。
- 研究者にとって給与のインセンティブよりも例えば研究サポートの人員を用意するなどの対応が必要。

【研究者の研究時間、博士・PDの確保】

- **講義や学内会議などにより、研究専念が困難**。基礎研究の場合、専念するような制度もあるが、他の教員にしわ寄せがいくため、あまり積極的に利用されない。
- **獲得した競争的資金を活用し、自身の講義・授業のタスクを軽減できる仕組みが必要**。
- 博士、修士学生に対して、産学官連携をどのように位置づけるかが不明瞭。学業の範囲外であれば、RA制度での雇用となり、その場合は本業である学業が圧迫されないような時間的制約が発生する。
- **秘密保持の観点で論文発表ができない**と、博士、修士学生の産学官連携への参画が難しくなる。
- **優秀なポスドクを研究の現場に繋ぎとめることも難しくなっている**。

3. 産学官連携における主な課題（マネジメント関係）

【大学ミッションとの関係】

- 企業の事業化に近い段階での共同研究の実施や施設の利用などについて、大学のミッションや業務の中でどこまで関与するのか判断が難しい。
- 産業界の要望と、大学の研究領域における研究成果の間のギャップがあり必ずしも産業界の期待に応えられない。
- 大学側も大学発ベンチャーには一定の優遇策（インキュベーション施設への優先入居や知財の優先交渉権など）を設定しているが、どこまで支援するか判断が難しい。
- ベンチャー設立後（例えば黒字化するまで）の支援がないため、技術の社会還元がなされないまま埋もれてしまう。

【プロジェクトマネジメント】

- 研究者は論文優先で企業が求める成果への意識が低い。
- 大学と企業の間で研究の捉え方が異なる。
- 基礎研究、技術開発、商品戦略、マーケティング戦略など一気通貫で実施するためには、プロトタイプ開発から事業化（開発）を担う機能を大学に備えることが必要。
- 幅広い学者、知性の集団であるという大学の特徴を余り使えていない。包括的な幅広い知性の集団と企業が、中長期的に連携できるシステムが必要。

3. 産学官連携における主な課題（マネジメント関係）

【知財マネジメント・グローバル対応】

- 開発の初期段階における成果の重要性の判断と基本特許の出願は非常に重要。また、日本の特許出願後速やかに情報収集を行い、海外の出願の判断をすることも重要。現状ではアウトソーシングしかない。
- 海外大学との共同研究案件も増えてきているが、適切に契約交渉ができたり、海外の知財制度に理解がある人材、体制が整っていない。

【組織体制全般】

- 大学の契約はひな形に沿った画一的なもので柔軟性に欠けるため、交渉に時間がかかる上、効果的な契約内容での締結ができない。
- 全学的な共同研究の窓口、連絡体制が整っていない。複数学部の教員とプロジェクトチームを作るのが難しい。
- 規模の小さい大学では一大学で専門人材や支援機能を整えることは困難。複数大学での連携ができないのか。

3. 産学官連携における主な課題（資金関係）

【外部資金の獲得】

- 大学は、公共財という考え方が根底にあって、なかなか利益を取ることができない。
- 海外では、オーバーヘッド代が高いが、運営のスピード感、プロフェッショナルなマネジメント、信頼感、自由な意見交換などの観点から納得できるが、日本では不十分。
- 民間からの大きな収入も大事だが、安定的な収入確保も重要。コンサルティングとか研修・講習法人
というのをできるのは指定国立だけだが、いろいろな大学がコンサルとかで資金獲得できることが必要。
- 企業の事業部門を巻き込むことが重要。事業部門と研究部門とで求めるゴールが異なる場合もあり、関係者のゴールやミッションの共有が重要。
- 間接経費をすべての研究で一律に設定することによる不公平感が存在するのではないか。

【研究スペース、施設・設備の確保】

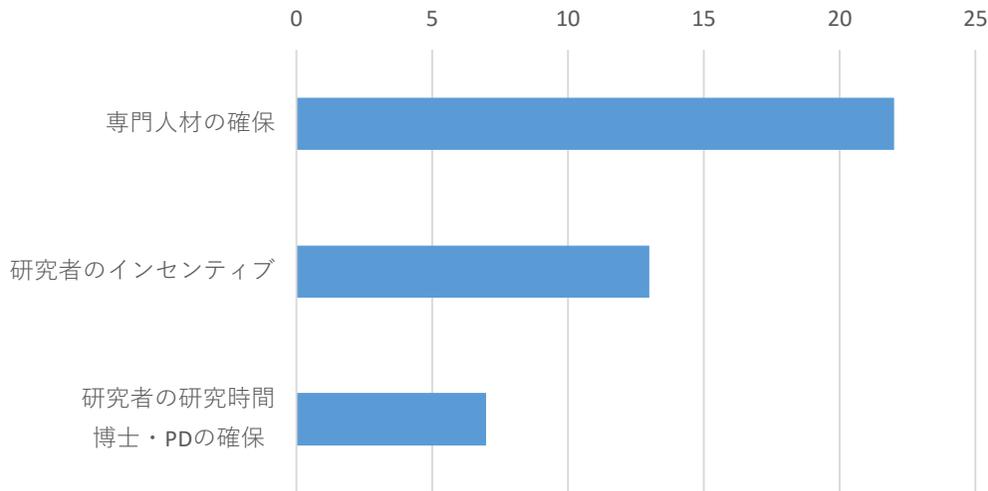
- 大型共同研究を実施するための物理的なスペースが不足している。
- 大学設備を企業の開発のための共同研究に使用する際の制限などが存在する。

【柔軟かつ迅速な対応】

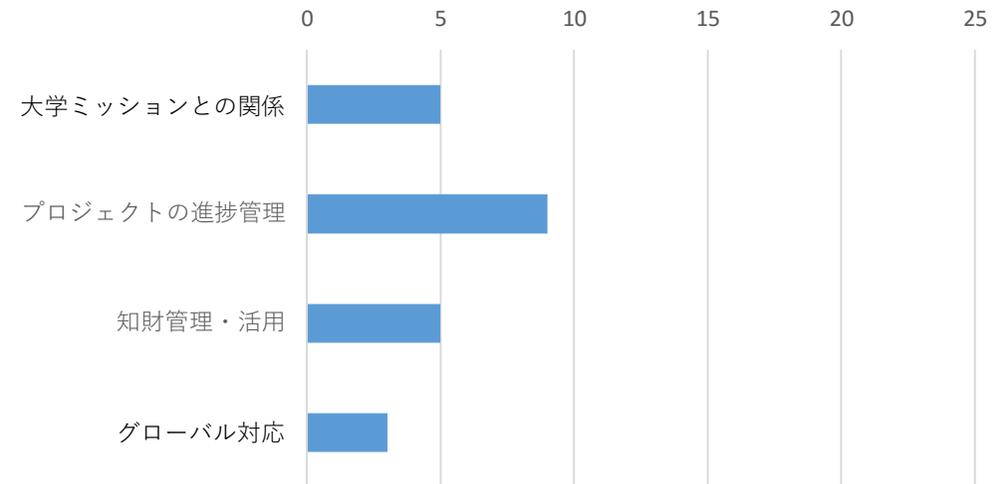
- 企業側から見て意思決定プロセスが不明瞭。新しいことを始めようとしても意思決定者が誰かわからないため、誰と議論すればよいかわからないし、教授会に諮るとなるとかなりの時間や労力を要するため企業の求めるスピード感での研究開発ができない。
- 柔軟かつ迅速な対応ができず、企業ニーズに十分にこたえられない。
- 国立大学の調達ルールや目的積立金の制約などがあり、柔軟な資金活用ができない。

3. 産学官連携における主な課題（アンケート・ヒアリングの集計）

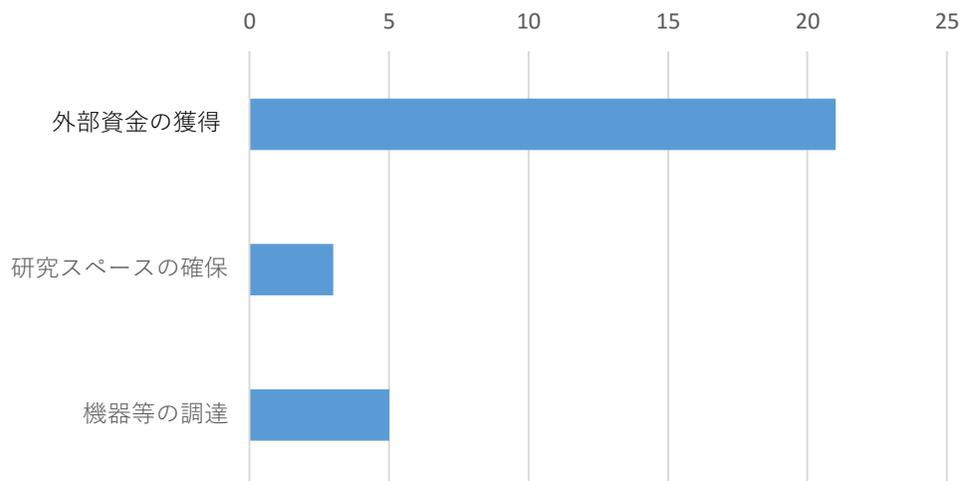
人 材



マネジメント



資 金



※ アンケート・ヒアリングを行った13機関およびアンケート調査で回答を得た21機関の回答のうち、産学官連携の課題としての主な意見を類型ごとに集計

3. 産学連携における主な課題（要因検討：人材関係）

主な課題	要因	制度的 要因 ^{※1}	環境的 要因 ^{※2}	財政的 要因
<p>人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業化経験や専門知識を持った人材が不足。 異動や引き抜きなどで安定的に能力のある職員を確保できない。 事業化経験が豊富な人材、世界的な知財戦略を立てられる人材などは多くない。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の部長級や専門人材などを呼び込むだけの雇用条件の設定が困難。（財） 外部資金では有期雇用。（財） 常勤ポストの用意、成果給の導入、給与水準の向上などが必要。（制、環、財） 	△	△	○
<p>研究者のインセンティブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者の産学官連携に対するインセンティブがない。 研究者間の不平等感や評価の難しく、効果的な制度設計ができない。 研究者にとって給与のインセンティブよりも例えば研究サポートの人員を用意するなどの対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学全体のバランスの中で、研究者間の不平等感や評価の難しさが存在。（制、環） 産学官連携を進めても仕事が増えるだけ、という意識が存在する。（環） 研究支援人材を措置できるほど大きな研究費は確保できていない。（資） 	△	○	△
<p>研究者の研究時間、博士・PDの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 講義や学内会議などにより、研究専念が困難。 外部資金を自身の講義・授業のタスクの軽減に活用できる仕組み。 博士、修士学生が参画する際の、時間単価や時間上限の問題から、産学連携に本格的には参画できない。 秘密保持の観点で論文発表ができない。 優秀なポスドクの人材を研究の現場に繋ぎとめることも難しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織全体で業務効率化が必要だが、慣習的に改革が進まない。（環） 研究費の活用できる範囲が限定的。（制） 研究者の支援人材を配置する資金が困難。（財） 外部資金では、ポスドクが安定的に研究に取り組めない。（財） 学業とのバランスや学生にとっての産学連携の位置づけの整理がし切れていない。（環） 	△	○	○

※1 自らの組織内で決定・変更できるものは除く

※2 組織の慣習や研究者・職員のマインドセット等に基づくもの

3. 産学連携における主な課題（要因検討：マネジメント関係）

主な課題	要因	制度的 ^{※1} 要因	環境的 ^{※2} 要因	財政的 要因	
大学ミッションとの関係	<ul style="list-style-type: none"> 企業の事業化に近い段階での共同研究の実施や施設の利用、ベンチャー設立後（例えば黒字化するまで）のベンチャー支援などについて、大学のミッションや業務の中でどこまで関与するのか判断が難しい。 産業界の要望と、大学の研究領域における研究成果の間のギャップがあり必ずしも産業界の期待に応えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共の組織としてのミッションと、一つの企業の利益に繋がる取組みの線引きが困難。（制、環） 利益相反規定や委員会などの組織体制は多くの大学で整いつつあるが、具体的事例を判断する経験が不足している。（環、財） 大学側のできるだけリスクを取りたくないという心理から、規制側の判断となる場合が多い。（環） 	△	○	△
プロジェクトマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ゴール設定や進捗管理などプロジェクトマネジメントができる人材がいない。 研究者は論文優先で企業が求める成果への意識が低い。 大学と企業の間で研究の捉え方が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の部長級や人材獲得が困難。（財） 外部資金では有期雇用（制、財） 産学連携の実績が研究者としての評価にながりにくい。（環） 従前の大学から考え方が脱却できていない（マインドセット）。（環） 	△	○	○
知財・グローバル対応	<ul style="list-style-type: none"> 外国出願を含め、知財の目利きや出願戦略を考えられる人材が不足している。 知財予算が不足している。 海外企業との交渉ができる人材が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 目利きができないため、積極的な知財活動ができない。（環、資） 大学で知財を持ってそのまま収益を上げることはつながらないため、積極的な外国出願や専門人材を常駐させるほど知財に予算をかけることができない。（資） 	—	△	○
組織体制全般	<ul style="list-style-type: none"> 分野横断的な共同研究が実施しにくい。 規模の小さい大学では産学官連携支援に必要な人材や組織を整えるのが困難。 ひな型に沿った契約しかできず、柔軟性に欠ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 学部の自治が強い。（環） 法務の専門化がならず、契約交渉ができる体制が整っていない。（資） 	—	△	△

※1 自らの組織内で決定・変更できるものは除く

※2 組織の慣習や研究者・職員のマインドセット等に基づくもの

3. 産学連携における主な課題（要因検討：資金関係）

主な課題	要 因	制度的 要因 ^{※1}	環境的 要因 ^{※2}	財政的 要因	
外部資金の獲得	<ul style="list-style-type: none"> 大学は、公共財という考え方が根底にあって、なかなか多くの収益をあげることができない。 コンサルティングとか研修・講習法人というのができるのは指定国立だけだが、いろいろな大学ができることが必要。 企業の事業部門を巻き込むことが重要。間接経費をすべての研究で一律に設定することによる不公平感が存在。 	<ul style="list-style-type: none"> 欧米のような9か月は大学雇用で、それ以外は自由に事業活動ができるような考え方や体制が存在しない。（制、環） 企業の事業部と話ができる人材がない。（環、資） 	△	○	○
研究スペース、施設・設備の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大型共同研究を実施するための研究スペースが不足している。 大学設備を企業の開発のための共同研究に使用する際の制限などが存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究スペースを新たに確保する資金が不足。（資） 公共の組織としての教育研究と、一つの企業の利益に繋がる取組みの線引きが困難。（制、環） 	△	○	○
柔軟かつ迅速な対応	<ul style="list-style-type: none"> 企業側から見て意思決定プロセスが不明瞭。企業の求めるスピード感での研究開発ができない。 柔軟かつ迅速な対応ができず、企業ニーズに十分に応えられない。 国立大学の調達ルールや目的積立金の制約などがあり、柔軟な資金活用ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の意思決定に時間がかかる。（環） 民間資金であっても法人全体のルールや組織の規定に縛られる。（制） 	△	△	—

※1 自らの組織内で決定・変更できるものは除く

※2 組織の慣習や研究者・職員のマインドセット等に基づくもの

4. 大学等の出資範囲の拡大（主なニーズ）

【共同研究開発】

- ・ 事業化に近い研究開発や試作販売を伴う共同研究、収益を伴った共同研究の実施。
- ・ 大学で得られた研究成果を事業化に向けてスクリーニングすることや評価装置等を活用した受託機能。

【オープンイノベーション】

- ・ OI機構の機能の外部化（専門人材、経営人材の確保・雇用条件の自由な設定、インセンティブ設計、研究費の基金化、市場調査、事業化構想など）

【ベンチャー創出支援】

- ・ 支援専門人材の確保、ハンズオン支援機能、ファンド機能
- ・ 地域広域での複数大学の案件を支援する機能

【データ蓄積】

- ・ 研究データを付加価値を付けて企業に提供するデータ蓄積機能

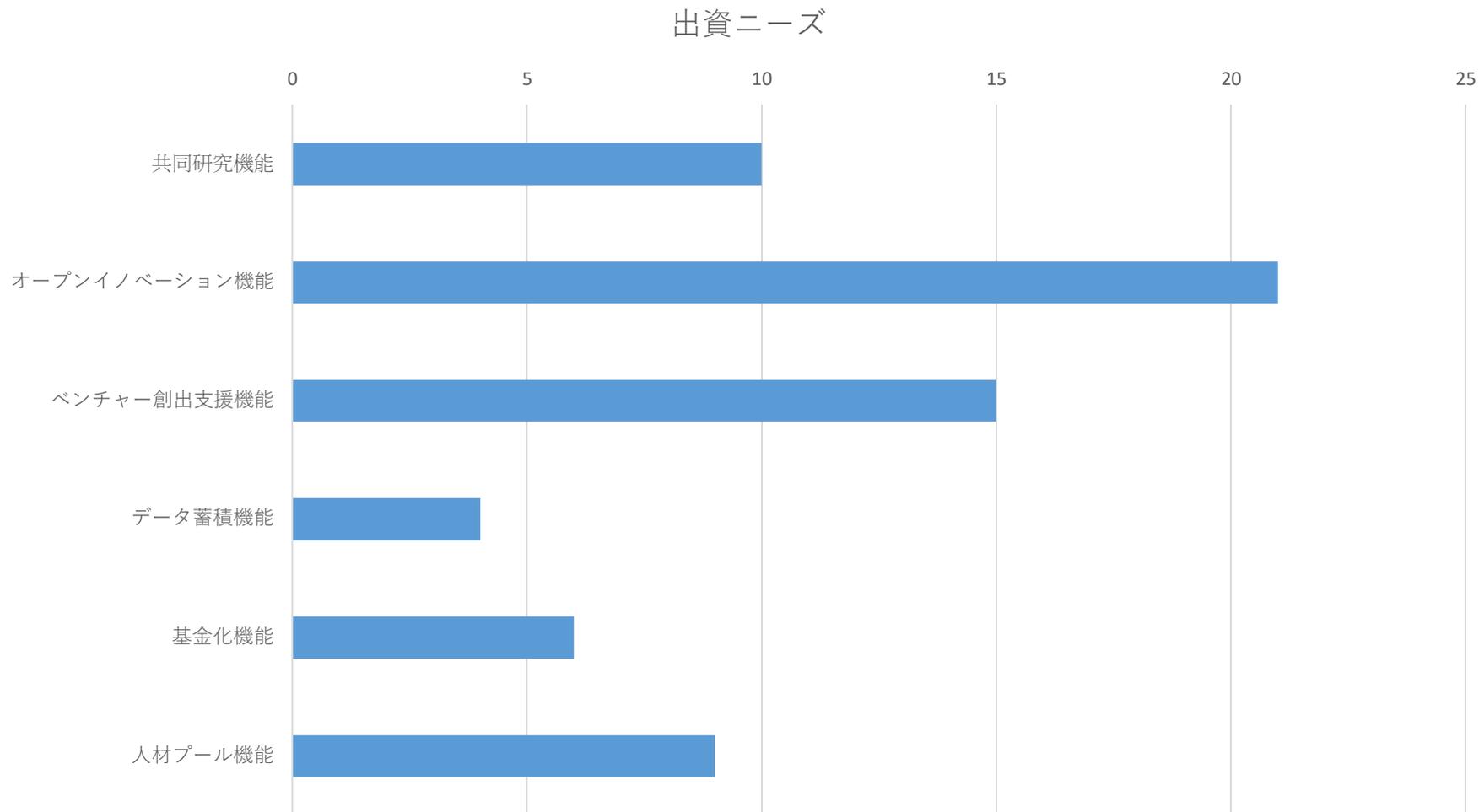
【基金化】

- ・ 外部の専門性を積極的に活用し、質の高い基金管理・基金活用が実現

【人材プール】

- ・ 人材の流動性を高めた専門人材を確保しやすくする機能。
- ・ 大学の高度人材を企業に送り込む機能。

4. 大学等の出資範囲の拡大（アンケート・ヒアリング集計）



※ ヒアリングを行った13機関およびアンケート調査で回答を得た21機関の回答のうち、産学連携の課題、外部化のニーズとして多く見られた意見を集計した結果は以下の通り。

4. 大学等の出資範囲の拡大（出資ニーズの類型化と主な現行制度）

出資ニーズの類型化	国大	指定国	公立大	研究
<p>1. オープンイノベーション機能※ 2</p> <p>➢ 専門人材の確保と高度で機動的なマネジメント体制の構築により、以下を可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓大学・国研内の複数の研究シーズを組み合わせる事等により、企業ニーズとのマッチングを可能とする企画提案力を向上 ✓企画提案力向上により、企業の研究開発部門のみならず、これまで連携していなかった製造部門・事業部門も含めた各階層との連携に対応 ✓共同研究の契約額の設定、進捗管理、円滑な調整・交渉 ✓大学・国研の戦略に応じた知財マネジメント 	承認TLOへの出資（①、②）	承認TLO、成果を活用した助言その他の援助を行う事業者への出資（①、②）	承認TLOへの出資（②、⑤）	（理研のみ） 研究成果の移転、共同研究開発等の企画及びあつせんその他の活動を行う事業者への出資 （④）
<p>2. 研究開発機能※ 1、2</p> <p>➢ 民間企業のニーズが高い一部の研究開発について、大学等の教員による高度な知識・技術を活用した企業と連携した共同研究開発プロジェクトを実施するとともに、企業等との連携を通じて、社会実装の視点から新たな基礎研究のアイデアを創出</p> <p>➢ 大学・国研から共同研究に参画する研究者・技術者を外部化法人がクロスアポイントメント等で雇用し、産学官実施法人における活動について、産学官連携に重点化した人事評価や、成果に応じた報酬等の処遇を実施</p> <p>➢ 利用単価の設定等により、大学等の設備、データ等のリソースを外部化法人が利用</p>	— （※ 3）	— （※ 3）	— （※ 3）	（活性化法の22法人） 成果活用事業者への出資 （④）
<p>3. ベンチャー創出支援機能※ 2</p> <p>➢ 大学等発ベンチャーに対する研究情報の提供、技術的支援、経営面及び金銭面での支援</p> <p>➢ 大学等研究ベンチャーを目指す学生、研究者に対する助言や技術的支援、金銭面での支援</p>	産業競争力強化法の認定を受けた事業者（※ 4）への出資（①、③）	産業競争力強化法の認定を受けた事業者（※ 4）への出資（①、③）	—	（理研のみ） 成果活用事業者への助言、資金供給その他の支援を行う事業者への出資 （④）

関連法令：①国大法（国大法政令） ②TLO法 ③産業競争力強化法 ④科技イノバ活性化法（活性化法政令） ⑤地独法（地独法政令）

※ 1 データ蓄積機能のニーズについては、主に大学等が保有するデータを加工・分析し、民間企業等に成果を提供するものであり、研究開発の類型の中で整理

※ 2 基金化機能及び人材プール機能のニーズについては、各類型に共通するものであり、個別に類型化はしない

※ 3 **技術組合を設立し、共同研究開発を実施することは可能**だが、株式会社化した際の割当てを受けた株式を大学等が所持・保有できるか整理が必要

※ 4 大学発ベンチャーへの出資は、産業競争力強化法 19 条の認定を受けた事業者を通じて行い、**大学から直接大学発ベンチャーへの出資は不可（指定国は一部可）**

4. 大学等の出資範囲の拡大（期待される変化）

期待される変化	関連する産学連携課題（例）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 柔軟な雇用条件（給与、期間等）の設定。専門人材を中長期的に育成・確保。 ➤ 退職後の熟年研究者やURA、ポスドクの活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間の部長級や専門人材などを呼び込むだけの雇用条件の設定 ➤ ゴール設定や進捗管理などプロジェクトマネジメントができる人材の確保 ➤ 知財の目利きや出願戦略を考えられる人材、海外企業との交渉ができる人材の確保 <p>→ 人材の確保、プロジェクトマネジメント、知財・グローバル対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ クロアポで外部化法人で研究者を雇用。大学や研究開発法人との業務と切り離し、民間企業の立場で産学官連携の事業に参画。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業の事業化に近い段階での共同研究の実施やベンチャー設立後のベンチャー支援など、大学のミッションや業務の中でどこまで関与するのか判断が困難 ➤ 研究者の産学官連携に対するインセンティブがない <p>→ 大学ミッションとの関係、研究者のインセンティブ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 民間組織として収益増加を目指すとともに、クロアポで雇用した研究者や職員の意識変化の機会を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大学は、公共財という考え方が根底にあって、なかなか多くの収益をあげることができない ➤ 研究者は論文優先で企業が求める成果への意識が低い <p>→ 外部資金の獲得</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 必要に応じて柔軟かつ迅速な意思決定や資金の運用、機器の調達を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業側から見て意思決定プロセスが不明瞭。企業の求めるスピード感での研究開発ができない ➤ 柔軟かつ迅速な対応ができず、企業ニーズに十分に答えられない <p>→ 柔軟かつ迅速な対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自前では産学官連携体制の充実が難しい組織でも、複数組織が共同で出資し、外部化法人を活用した産学官連携を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 規模の小さい大学では産学官連携支援に必要な人材や組織を整えるのが困難。 <p>→ 組織体制全般</p>

5. まとめ

産学官連携について、これまでも各事業による取組や制度改正等が行われてきたが、依然として大学等（大学や研究開発法人）の現場には様々な困難さが存在している。これらの課題については、財政的に優秀な人材や専門人材を確保することの難しさや、研究者や職員が従前からの意識・考え方から脱却ができないことなど、多くの要因が関係している。

そのような中、大学等の共同研究機能等の外部化（出資範囲の拡大）については、特定の業務を大学等の外で実施することで、これらの産学官連携を妨げる要因を省力化し、自らの研究成果の民間企業等への普及や活用を促進するとともに、そこで行われた新たな仕組みや考え方が大学等の中に広く浸透することで、産学官連携を推進する上での隘路の解消につながることが期待される。

また、単体の組織では十分な産学連携体制を設けることが難しい大学等にとっては、複数の大学等が連携して出資することで、より幅広い大学等の産学連携が推進される効果が考えられる。

さらに、大学等が企業のニーズや組織の状況等を踏まえ、組織の外で実施することでより発展的な取り組みが期待できると考える場合に、大学や研究開発法人の選択肢を増やし、大学等のさらなる創意工夫を促す意義がある。

出資範囲の業務の範囲については、①オープンイノベーション機能、②研究開発機能、③ベンチャー創出支援機能について、特に大学等のニーズが確認された。これらについては、

- ・ 大学等発ベンチャーへ資金を直接出資すること、
- ・ 一つの外部化法人が複数の業務を行うこと、
- ・ 民間企業と連携で出資すること、
- ・ ①から③の業務を行う法人を束ねる持株会社への出資を可能とすること

等を望む意見も含まれていた。これらを考慮しながら、出資範囲の拡大について、制度設計を検討することが望まれる。

最後に、今回寄せられた意見について、更なる分析を進めることで、産学官連携を推進するために必要な方策を検討し、着実に対応していく必要がある。

令和元年9月25日

参 考 资 料

第10期産業連携・地域支援部会について

科学技術・学術審議会

文部科学大臣の諮問に応じて、

- 1) 科学技術の総合的な振興に関する重要事項
- 2) 学術の振興に関する重要事項

を調査審議する。

産業連携・地域支援部会

研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に対する支援に関する重要事項について審議を行う。

地域科学技術 イノベーション推進委員会

地域の科学技術を地域活性化につなげていくに当たり、地域の科学技術に係る現状と課題の把握とともに、取り組むべき方向性・戦略・解決策について検討を行う。＜第10期：令和元年5月～令和3年2月＞

産学官連携推進委員会

オープンイノベーション時代の下、大学における産学連携の取組を加速・最適化させるために必要な充実方策や、イノベーションを一層推進する観点からの知財の効果的な活用方策等について検討を行う。＜第10期：令和元年5月～令和3年2月＞

【関連法令】

○文部科学省設置法（抄）（平成11年法律第96号）

第六条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

2（略）

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二～六（略）

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○科学技術・学術審議会令（抄）（平成12年政令第279号）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～6（略）

○科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会 運営規則（抄）（科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会決定）

第2条 部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会及び作業部会（以下、「委員会等」という。）を置くことができる。

2～11（略）

(委員)

◎三島良直 東京工業大学 名誉教授・前学長

(臨時委員)

江戸川泰路 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー

小川尚子 一般社団法人日本経済団体連合会 産業技術本部 統括主幹

菅裕明 東京大学大学院理学系研究科 教授

ミラバイオロジクス株式会社 取締役

宝野和博 国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事

(専門委員)

飯田香緒里 東京医科歯科大学総合研究機構 教授

産学連携研究センター長・オープンイノベーション機構副機構長

大場好弘 山形大学 理事・副学長

笠原博徳 早稲田大学 副総長

小池美穂 株式会社マテリアル・コンセプト 代表取締役CEO

○村山英樹 株式会社地球快適化インスティテュート 代表取締役社長

◎:委員会主査、○委員会主査代理

関連法令 その1

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

2 指定国立大学法人は、前項に規定する業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

○国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第三條 法第二十二條第一項第六号及び第二十九條第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四條第一項の承認を受けた者（同法第五條第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二條第一項の特定大学技術移転事業とする。

第二十四條 法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 当該指定国立大学法人における研究の成果（次号において「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二 前号に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

第二條 この法律において「特定大学技術移転事業」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二條第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における技術に関する研究成果（以下「特定研究成果」という。）について、特定研究成果に係る特許権その他の政令で定める権利のうち国以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実に認められる民間事業者に対し移転する事業であつて、当該大学における研究の進展に資するものをいう。

第四條 特定大学技術移転事業を実施しようとする者（特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その実施計画が実施指針に照らして適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、その承認をするものとする。

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）

第二十一條 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従つて実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

関連法令 その2

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

2 前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

別表第三（第三十四条の六関係）

一 国立研究開発法人情報通信研究機構

二 国立研究開発法人物質・材料研究機構

三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

四 国立研究開発法人科学技術振興機構

五 国立研究開発法人理化学研究所

六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

七 国立研究開発法人国立がん研究センター

八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構

十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構

十七 国立研究開発法人産業技術総合研究所

十八 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

二十 国立研究開発法人土木研究所

二十一 国立研究開発法人建築研究所

二十二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

（第二、第三号は理研のみ出資可能）

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

第七十七条の三 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

○地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業とする。

大学・国研

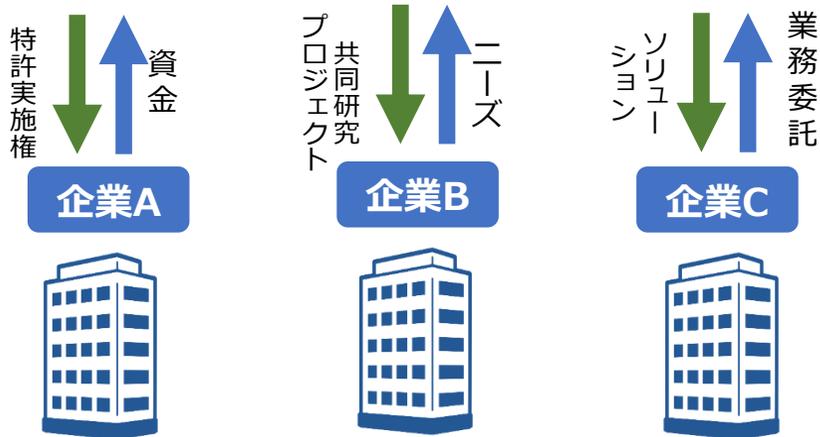


- 大学・国研出資（複数大学・国研による連携も想定）
- 企業ニーズに応じた知財の提供や人材の派遣
- プロジェクトに応じた人材や知財等の総動員



新たな法人

- 共同研究プロジェクトのコーディネートおよび管理・運営
- コンサルティング（研究、設備利用等）
- 講習会、研修会、出前授業等の人材育成
- ベンチャー企業の立上げ支援
- 市場調査、先行技術調査、
- 知財・契約管理、ライセンス交渉 等



産学連携課題に関する主な意見（現状）

- 優秀な人材や専門人材が確保できない。
- 異動等でノウハウが蓄積されないし、人材が育たない。

- 利益相反の整理が難しく、大学発ベンチャーへの支援が進まない。

- ゴール設定や進捗管理などプロジェクトマネジメントができる人材がない。
- 技術の目利きができ、知財を戦略的にマネジメントできる人材がない。

- 財政基盤の弱い中小規模大学や地方大学では、十分な産学官連携コーディネート機能を確保できない。

期待される変化

- 柔軟な雇用条件（給与、期間等）の設定。
- ノウハウを蓄積。
- 専門人材を中長期的に育成。
- 退職後の熟年研究者やURA、ポスドクの活用。

- クロアポで外部化法人で研究者を雇用し、民間企業の研究者としてコンサルティング等を実施。
- 成果に応じて研究者に報酬を支払う。

- 事業化経験のある優秀なマネジメント人材を雇用し、研究開発の企画および進捗管理を実施。
- 効果的な特許化やライセンス契約が推進。

- 外部化法人が複数大学の業務を受託することで、特定の大学に偏らない企業との共同研究を支援。

大学・国研

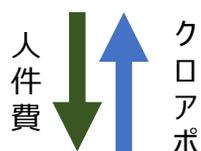
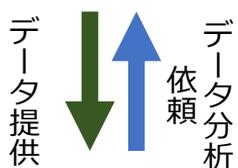


- 大学・国研出資（複数大学・国研による連携も想定）
- プロジェクトに応じた人材や知財等の総動員



新たな法人

- 企業ニーズに応じた研究開発プロジェクトの企画と進捗管理
- プロジェクトに応じ、大学のリソースから最適なメンバーで研究体制を構築し、実施
- 大学等の施設・設備やデータ等を活用
- 企業ニーズに応じて、ベンチャーとしてカーブアウト



企業



- 研究開発を外部化法人に委託
- プロジェクトに応じてクロアポで人材を派遣
- 企業のニーズによっては、大学と企業の共同出資で新たにプロジェクト実施の別法人を設置

産学連携課題に関する主な意見（現状）

期待される変化

- ・ 優秀な人材や専門人材が確保できない。
- ・ 異動等でノウハウが蓄積されないし、人材が育たない。

- ・ 柔軟な雇用条件（給与、期間等）の設定。
- ・ ノウハウを蓄積。
- ・ 専門人材を中長期的に育成。
- ・ 退職後の熟年研究者やURA、ポスドクの活用。

- ・ 企業の事業化に近い内容での共同研究に対して大学がどこまで関与するか判断が難しい。

- ・ クロアポで外部化法人で研究者を雇用し、民間企業の研究者として共同研究を実施。

- ・ 研究者が産学連携に貢献するインセンティブがあまりなく、積極的な参画がない。

- ・ 成果に応じて研究者に報酬を支払う。

- ・ ゴール設定や進捗管理などプロジェクトマネジメントができる人材がない。
- ・ 大学と企業の間で研究の捉え方が異なる。

- ・ 事業化経験のある優秀なマネジメント人材を雇用し、研究開発の企画および進捗管理を実施。
- ・ 民間企業の研究者として共同研究を実施。

- ・ 民間資金による研究開発でも、意思決定に時間がかかり迅速かつ柔軟な調達や契約ができず、企業ニーズに対応できない。

- ・ 必要に応じて柔軟かつ迅速な意思決定や資金の運用、機器の調達を実施。